

佐世保市監査委員公表第5号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和6年2月20日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐  
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆  
佐世保市監査委員 井 上 友



総務部 分

行財政改革推進局 分

# 監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 総務部  
総務課、職員課、秘書課、広報広聴課、東京事務所、DX推進室
- 3 監査の期間 令和5年12月13日（水）～令和6年2月14日（水）
- 4 監査の着眼点
  - (1) 収入事務は適正か。
  - (2) 支出事務は適正か。
  - (3) 契約事務は適正か。
  - (4) 財産管理事務は適正か。
- 5 監査の実施内容  
令和5年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。
- 6 監査の結果  
上記、記載のとおり監査した限りにおいて、支出事務、契約事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。  
なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 支出事務

- ① 佐世保市公平委員会の委員の出張に伴う費用弁償について、佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第5条第2項で「…支給する旅費の額については、…別表に掲げる等級とする。」「別表 公平委員 佐世保市旅費条例旅費額表2等」と規定されているにもかかわらず、1等を適用していた。

(総務課)

条例等を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

2. 契約事務

- ① 乗用自動車（ハイヤー）供給契約（単価）において、佐世保市財務規則第166条第2項で「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について…取引の実例価格、…等を考慮して適正に定めなければならない。」と規定されているにもかかわらず、適正な予定価格の設定となっていなかった。

(東京事務所)

規則等を再確認し、適正な事務処理を行われたい。